



特別児童扶養手当のご案内

☎ 保健福祉課 児童福祉係 ☎476-1111 (144・145)

特別児童扶養手当とは、身体または精神に重度または中度以上の障がいのある20歳未満の児童に対して支給される手当です。

◆目的

身体または精神に重度または中度以上の障がいのある20歳未満の児童（「障がい児」）に対してこの手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とします。

※「障がい児」＝法に規定する障害等級に該当する程度の状態にある者。

◆受給資格

手当を受けることができる人は、「障がい児」を監護する父もしくは母（父および母が監護するときは所得の多い人）または父母にかわって児童を養育している人に対して支給されます。

いずれの場合も、国籍は問いません。

〔次のような場合は、手当では支給されません〕

児童が、次の1～3にあてはまる時

- | |
|------------------------------------|
| 1 日本国内に住所を有していないとき。 |
| 2 児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき。 |
| 3 児童福祉施設など（保育所、通所施設を除く）に入所しているとき。 |

父または母
もしくは養育者が、
日本国内に
住所を有していないとき。

◆手続き

手当を受けるには、役場保健福祉課で、次の書類を添え、請求の手続きをしてください。

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本1通
- ② 請求者と対象児童のマイナンバー
- ③ 所定の診断書等（障がいの種類により診断書は異なります。）
- ④ その他必要書類

◆手当の金額（1か月あたり）

1級該当のとき	1人 52,400円
	2人以上は、1人のときの手当額×障がい児数
2級該当のとき	1人 34,900円
	2人以上は、1人のときの手当額×障がい児数

◆所得状況届

毎年8月に受給資格者全員が、所得状況届を提出する必要があります。届を提出しないと、その後の手当を受けることができません。

◆所得による支給の制限

前年の所得により手当の全部が支給されないことがあります。